

本庄市
農業委員会
だより



本庄あぐりジャーナル

HONJO AGRI JOURNAL

- 農地を転用する場合は農地法の手続きが必要です …P2
- 農地を取得したいとき・農地を貸し借りする手続き …P3
- 地域で頑張る農業者の紹介・就農情報ポータルサイト …P4
- 本庄野菜を使ったお店の紹介・本庄野菜のレシピ …P5
- 農地パトロールの実施・農業新聞・農業者年金・収入保険 …P6
- 農地の貸借売買等意向一覧表 …P7
- 本庄市有機100倍運動推進協議会・Instagramはじめました…P8

第 12 号

令和5年12月15日発行

こがねいろ

黄金色に実る 稲穂のじゅうたん



米30ヘクタール、麦35ヘクタール、野菜8ヘクタールを耕作し、数人の若手後継者を育てている児玉町蛭川在住の荻野浩さん（右から3人目）。

「おいしくて思わず笑顔がこぼれるようなお米や野菜をたくさん作って、一人でも多くの方に食べていただけたらうれしいですね」と荻野さんは話しています。

取材：坂爪 裕 農業委員

農地を転用する場合は、農地法の手続きが必要です！



農地の転用とは、農地を住宅や駐車場など、耕作以外の目的で利用することをいいます。

農地を転用したり、転用の目的で農地を売買等する場合は、たとえ自分の土地であっても、農地法の手続きが必ず必要です。手続きをせずに転用すると「違反転用」となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。転用の話や計画が出た場合は、農地の現状を変更する前に、必ず農業委員会事務局へご相談ください。

農地を転用するための主な手続きの流れ

- ① 転用したい場合は、はじめに農地の区分を知り、その土地が転用可能かどうかを知る必要があります。農地転用の許可基準（下表）の詳細は、農業委員会事務局へお問い合わせください。

農地転用の許可基準

	農地の区分	許可の方針
市街化調整区域・その他の区域	農用地区域内農地 市町村が定める農業振興地域整備計画において、指定された区域内の農地	原則不許可
	甲種農地 ・農業公共投資後8年以内の農地 ・集团的（おおむね10ha以上）に存在し、高性能農業機械での耕作に適した農地	原則不許可 例外許可あり ・農業用施設 ・農産物加工販売施設など
	第1種農地 集团的（おおむね10ha以上）に存在し、生産力の高い農地	原則不許可 例外許可あり ・農業用施設 ・農産物加工販売施設など
	第2種農地 小集団で生産力が低く、市街地として発展する可能性のある農地	周辺の他の土地に立地困難な場合等に許可
	第3種農地 市街地にある農地または市街地化の傾向が著しい区域内の農地	原則許可
市街化区域		届出により転用可能



申請すれば必ずしも農地転用が許可となるわけではありません。農地の周辺の状況により、許可できない場合があります。

農地法では、優良な農地を保全するため、転用しようとする農地がどのような場所にあるかによって農地を区分し、その区分に基づき許可できるかどうかを判断します。

また、申請目的の実現の確実性、隣接農地への被害防除措置、資金の有無、計画の規模、他法令の許可等についても審査します。

- ② 農地区分などを確認したら、その農地を誰が何のために、どのように使いたいかという具体的な計画を、改めて農業委員会事務局に確認してください。



- ③ 農業委員会事務局で転用しても支障がない農地であることを確認したら、許可申請書に必要事項を記入し、計画図などの必要書類を添付のうえ、農業委員会事務局に提出してください。許可申請書の受付は毎月10日に締め切り、その後に申請内容について農業委員等が現地調査を実施し、同月25日開催の本庄市農業委員会総会（10日及び25日が土・日曜日、祝日の場合は原則翌開庁日）で審議します。審議後に、許可権者である埼玉県知事に意見を付して進達します。ただし、市街化区域内の農地は、許可不要のため、農業委員会への届出（随時受付）で転用が可能です。



- ④ 埼玉県知事の許可後、農地を農地以外の用途に変更するために必要な許可書が農業委員会事務局を通じて交付されます。なお、許可書が交付されるまで、最短でも1～2か月かかりますので、余裕をもって申請してください。また、転用の手続きだけでは登記地目の変更はされません。工事等が完了後、農業委員会事務局に「工事完了届」を提出し、その後に法務局で地目変更登記の申請をしてください。



農地を取得(売買・贈与)したいとき

農地を耕作するために、売買や贈与で農地の権利を取得するには、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。許可を受けるには、必要書類の提出と、以下の許可要件をすべて満たす必要があります。この許可を受けないで行った行為は、無効となりますのでご注意ください。

許可要件

全部効率利用要件

今回の申請農地を含め、所有している農地と借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（必要な農機具等の確認も含む）。

農作業常時従事要件

申請者またはその世帯員が、農作業に常時従事すること（年間150日以上）。

地域との調和要件

周辺の農地利用に支障が生じないこと（集約化や地域計画の達成に支障がないこと）。

農地所有適格法人要件（法人の場合）

農地所有適格法人の要件を満たしていること。

農地を取得するための許可要件の一つとして、下限面積（5,000㎡）以上を耕作していましたが、農地法の一部が改正され、令和5年4月1日から下限面積要件が廃止されました。

ただし、その他の許可要件（上記参照）は、引き続き満たす必要があります。資産保有や投資目的などによる農地取得はできませんので、ご注意ください。

なお、市外の方または農地を初めて取得する方は、申請前にヒアリングをさせていただく場合があります。

許可の流れ

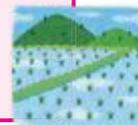
申請について、農業委員会事務局に事前にご相談ください。



毎月10日（土・日曜日、祝日の場合は原則翌開庁日）までに、必要書類をそろえて申請書を提出してください。



農業委員等が申請を受けた農地の現況を確認し、同月25日（土・日曜日、祝日の場合は原則翌開庁日）に開催の農業委員会総会で審議します。



総会で許可・不許可の意思決定を行い、承認された場合には後日、許可書を交付します。



農地を耕作目的で貸し借りする手続きが変わりました

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、市町村が定める「農用地利用集積計画」（利用権設定での貸借）と農地中間管理機構が定める「農用地利用配分計画」が統合し、『農用地利用集積等促進計画』（農地中間管理事業での貸借）に一本化されました。



これにより、農地の貸借方法は「農用地利用集積等促進計画」と「農地法第3条」の二通りとなりました。農地法第3条の賃借権の設定は、貸借期間が終了しても、合意解約等の手続きをしない限り、同一の条件で自動更新されますのでご注意ください。

なお、法改正後も経過措置により、最長2年間（令和7年3月31日まで）は、今までの利用権設定での貸借も可能です。また、法改正前に設定した利用権設定での貸借は、法改正後も期間満了まで有効です。

地域で頑張る農業者を紹介します



ながお
永尾 シリンドアさん(児玉町児玉)

児玉町児玉で胡蝶蘭を栽培している埼玉洋蘭園の永尾シリンドアさん。母国のタイから本庄市に移り住んだ永尾さんにお話を伺いました。

Q 胡蝶蘭の栽培をはじめたきっかけはなんですか？

A タイにいた頃は農業以外の仕事をしていましたが、胡蝶蘭栽培をしている主人と結婚し、自分も携わることになりました。現在は、主人と2人のパートナーさんの4人で経営しています。

Q 大変なことは何ですか？

A 開花のために、温度管理や水やりなど、胡蝶蘭に適した環境を作る必要があるため、その難しさを日々感じています。支柱立ても力のいる作業です。大変な作業のひとつです。また、少しでも多くのお客様様に喜んでいただけるよう、きれいな状態に仕立てるために市場の方にも指導を仰いでいますが、上手に仕上がると何ともきれいでうれしくなりますね。



Q ご主人が体調を崩し、廃業も考えたそうですが？

A 主人がこの仕事が大好きで、義父母も頑張ってくれてきたこの仕事をやめるわけにはいかないと思いました。もし廃業したら、私は勤めに行き、娘は学校に行くので、主人が家で一人になってしまいます。規模を縮小してでも栽培を続けられれば、主人も仕事に携わることができ、活力になると思ったからです。

この仕事に休みはなく、苦労することも多いですが、娘も応援してくれますし、周りの方々にも助けていただきながら続けてこられました。



Q 今後の目標を聞かせてください。

A 花はもともと好きでしたが、主人のハウスで胡蝶蘭を見たときは、整然と仕上げられた胡蝶蘭の豪華さや几帳面な花の並びに、なんてきれいな花なんだと驚きました。私もこのような日本独特の花の仕立てを理解し、優雅で美しい大輪の花が並ぶ胡蝶蘭を仕上げられるように頑張っていきたいです。

愛情を注いだ胡蝶蘭が、お客様のもとへ届き、多くの笑顔と感動を生むことができたら、とてもうれしく思います。

(取材：永尾路子 農業委員)

就農情報ポータルサイト

農業をはじめめる.JP

職業として農業に興味を持たれた方やこれから農業を始めたい方が、就農に向けて具体的なアクションを起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できるポータルサイトです。

※「農業をはじめめる.JP」は、農林水産省の補助事業として、(一社)全国農業会議所(全国新規就農相談センター)が運営しています。



農業をはじめめる.JP
ホームページ



本庄野菜を使ったお店を紹介します！

不二ドライブイン

“現存する日本最古のドライブイン”といわれる国道17号線沿いの「不二ドライブイン」は、来年、創業60周年を迎えます。

本庄野菜を取り入れ、年間を通じて毎日変わるランチメニュー(メイン・麺類・小鉢・ドリンク付)が特徴です。夜は、予約でご要望に応じた料理を提供します。

取材：亀田伸一郎 農地利用最適化推進委員



社長 ^{きだ たかし} 木田 隆さん、^{きょうこ} 京子さんご夫妻



- 住所：本庄市諏訪町1314
- 電話番号：0495-24-2424
- 営業時間：11時30分～13時30分
- ※夜の部の宴会は予約のみ
- ※年中無休(年末年始除く)



ナピラ ランチセット
(ナピラ+当日のランチの麺付き)

管理栄養士監修 食から健康支え隊

本庄野菜のレシピ

塩原圭一郎様(下野堂)より、カリフラワーを提供していただきました。

本庄市保健センターで栄養面から市民の皆様の健康を支える管理栄養士が本庄野菜を使ったレシピを紹介します。今回は「カリフラワー」です。

カリフラワーとほうれん草の にんにく炒め



<材料(2人分)>

カリフラワー	400g
ほうれん草	200g
ブロックベーコン	100g
にんにく	10g(2片)
オリーブ油	大さじ2
酒	大さじ2
水	適量
塩、こしょう	少々

1人分の栄養価	
エネルギー	404kcal
たんぱく質	15.0g
脂質	32.2g
塩分	1.0g

カリフラワーは、
ビタミンCが豊富です！



橋場管理栄養士(左)、日向管理栄養士(右)

カリフラワーもほうれん草も冬が旬です。ぜひ美味しい時期に！

<作り方>

- ① カリフラワーは花の部分の小房に分け、食べやすい大きさに切る。ブロックベーコンは1cm角の短冊切りにする。にんにくは薄切りにし、ほうれん草は2cmの長さに切る。
- ② フライパンにオリーブ油とにんにくを入れて熱し、香りを出す。
- ③ ブロックベーコンとカリフラワーを入れて炒める。
- ④ ほうれん草を加え、酒を振りかけ蓋をして、カリフラワーに火が通るまで蒸し焼きにする(必要であれば水を足す)。
- ⑤ 火が通ったら、塩・こしょうを振る。

農地パトロールを実施しました

～農地の適正管理をお願いします～

本庄市農業委員会では、遊休農地の調査や違反転用の発生防止などを目的として、7月から8月の間に農地パトロールを実施しました。

雑草が繁茂している遊休農地は、病虫害の発生源となって周辺農地に悪影響を与えるほか、不法投棄されたり、火災や防犯上の危険など、様々な問題が生じる原因となります。

農地を所有（管理）する方は、責任を持って草刈りなどの適切な管理を行い、周辺に迷惑をかけないようにしてください。



なお、遊休農地をそのままにした場合は、農業委員会から指導が行われるほか、固定資産税年税額が増大する場合があります。

また、土地の管理を行わないことで他人に損害を与えたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない場合もありますので、ご注意ください。

遊休農地とは

- ①過去1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地

※ご自身で耕作できない場合は、農業委員会で借り手や買い手をあっせんしますので、お近くの農業委員や農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局（市役所4階）にご相談ください。



台町の獅子舞（雨乞い獅子）令和5年7月 八坂神社



を購読しませんか

農業経営と暮らしに役立つ
週刊の農業総合専門紙です。

- 発行日 月4回金曜日
 - 購読料 月700円（税込）
- お申込みは農業委員会事務局へ

節税効果が大きい公的年金

農業者年金

積立方式の終身年金。保険料は月2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で千円単位で選択。全額社会保険料控除できるので、節税しながら老後に備えられます。

加入要件

- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上60歳未満

この3つの要件を満たす人は、どなたでも加入できます。

※農業者年金の内容やご相談は、最寄りのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。

農産物を対象に収入減少を補償

収入保険

自然災害や価格低下、けがや病気で収穫ができない等により売上が減少した場合に、その減少の一部（最大9割）を補償する保険です。

加入要件

青色申告を行っている
農業者（個人・法人）

※収入保険の詳細内容やお申込みの手続きは、下記へご連絡ください。

埼玉県農業共済組合 本庄支所
☎0495-21-0255

農地の貸借売買等意向一覧表

農地の利用促進及び遊休農地の解消を図るため、貸借や売買の希望がある農地の情報を、所有者の同意を得て市ホームページに掲載し、農地を借りたい・買いたい希望がある方に情報提供をしています。

農地を借りたい・買いたい希望がある方は、ぜひ市ホームページをご覧ください。



◀ 最新の一覧表は、市ホームページに掲載しています。



借りたい農地があったら？

- ① 一覧表の中から借りたい農地がありましたら、農地の現地の状況を確認し、農業委員会事務局へお問い合わせください。『農地所有者情報等提供依頼書』をご記入の上、農業委員会事務局へご提出いただくことで、所有者情報を提供します。なお、提出する際には、身分証明書をご用意ください。
- ② 借りたい方と所有者との間で、貸し借りの詳細（貸借期間や賃料など）について相談してください。
- ③ 貸し借りの詳細が決まりましたら、農業委員会事務局でのお手続きをお願いします。なお、契約の方法により、お手続きが異なります。

※すでに交渉中の場合もありますので、その際はご了承ください。

農地の貸借や売買の希望を 随時受付しています

農地を貸したい・売りたいご希望がありましたら、市ホームページに農地の一覧を掲載し、借り手・買い手を募集することができます。

『農地の貸借売買等意向調査票』に必要事項をご記入のうえ、農業委員会事務局へご提出ください。

意向調査票は、農業委員会事務局（市役所4階）で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。

※借り手（買い手）が見つかるまでは、所有者が維持管理（草刈りなど）してください。



本庄市有機100倍運動推進協議会

本庄市有機100倍運動推進協議会は、農業者団体、農家組合、JA、埼玉県、本庄市等で構成された団体です。安全・安心で高品質な農産物の産地を育成するため、環境にやさしい農業の推進及び本庄産農産物の普及の推進を目指して活動しています。

『環境にやさしい農業推進事業補助金』

- ◇対象者 市内在住の販売農家又は販売農家集団
(農業法人含む)
 - ◇対象地域 本庄市内のほ場
 - ◇補助条件 事業計画が明確であること
 - ◇事業内容
 - ・特性植物利用促進
(ソルゴー、ヘアリーベッチ、エン麦購入費等)
 - ・生分解性マルチフィルム利用促進
 - ・防虫ネット利用促進
 - ・有機JAS認定取得促進(新規・継続)
 - ◇申請期限 令和6年3月15日(金) 厳守
- ※事業内容は一例です。詳しくは本庄市役所農政課
(☎0495-25-1177)へお問い合わせください。

本庄市役所農政課 Instagram はじめました!

本庄産のおいしい農産物や農業者の皆さんの魅力、農政課に関するイベント情報などを発信しています!

ご覧いただいた方が笑顔になれるような農業の魅力をぞくぞくお届けします!

ぜひフォローしてください♪



honjo_agriculture



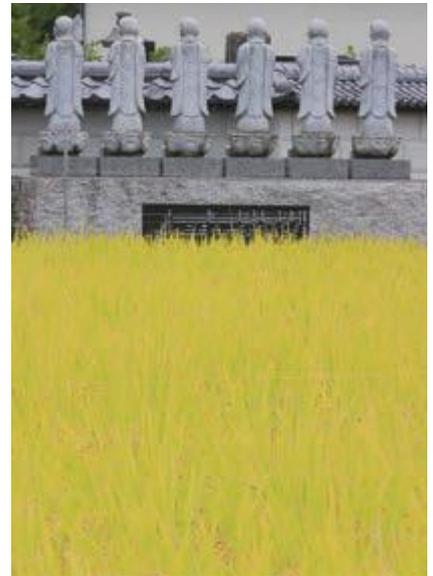
注意

あなたの土地が狙われています

「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと言葉巧みに話を持ちかけて土地所有者の同意を取り、または同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂等を堆積してしまう事例がここ数年、埼玉県内の農地等で発生しています。

違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。



農業委員会広報広聴委員会

委員長 田端 講一
副委員長 細野 俊文
委員 金井 章夫

委員 福島 公博
委員 亀田 伸一郎
委員 門倉 恒茂
委員 永尾 路子
委員 鈴木 誠
委員 福田 光男
委員 木村 文子
委員 坂爪 裕

「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」「重機を数日間だけ置かせてほしい」などと言葉巧みに話を持ちかけて土地所有者の同意を取り、または同意を取らずに、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂等を堆積してしまう事例がここ数年、埼玉県内の農地等で発生しています。

違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は行為者だけでなく、土地所有者に及ぶこともあります。

このようなトラブルに巻き込まれないよう、うまい話があっても安易に土地を貸さない、定期的に土地を見回るなど、自分の土地は自分で守りましょう。

編集後記

昨今の農業生産資材の高騰等により、農業経営は大変厳しい情勢下にあります。この危機を乗り越え、明るい未来に向かって進んでいきたいです。

さて、現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和6年2月9日で満了し、2月10日から新たな委員で活動がスタートします。3年間の任期中は、広報広聴委員会として「本庄あぐりじゃーなる」を年2回発行し、農地に関する情報などをお届けしてきました。ご協力くださった皆さまや読者の皆さまに心から感謝申し上げます。

次号は新委員が編集・発行いたしますので、引き続き皆さまのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。